

# 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会

(第3回)

## 議 事 次 第

1. 日時 平成20年7月11日(金) 15:00~17:00
2. 場所 金融庁共用第1特別会議室  
(千代田区霞が関3丁目2番1号 中央合同庁舎7号館13階)
3. 議事
  - ① 今後の検討会スケジュールについて
  - ② 求められる精神保健福祉士の役割について
  - ③ その他

### 【 配 布 資 料 】

- 議 事 次 第
- 座 席 表
- 構 成 員 名 簿

資 料 1 今後の検討会スケジュールについて(案)

資料2-1 求められる精神保健福祉士の役割について(案)

資料2-2 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する勉強会における主な意見

参考資料 官報(平成20年5月12日)

# 今後の検討会スケジュールについて (案)

## 検討会設置からのこれまでの経過について

平成19年12月19日  
第1回検討会

- ・検討会の設置
- ・社会福祉士との共通科目の検討

平成20年3月13日  
第2回検討会

- ・社会福祉士との共通科目の確定
- ・平成21年4月1日施行の試験科目及び指定科目等の確定

平成20年3月21日～4月21日 共通科目関係省令、告示パブリックコメント

平成20年4月18日  
第1回勉強会

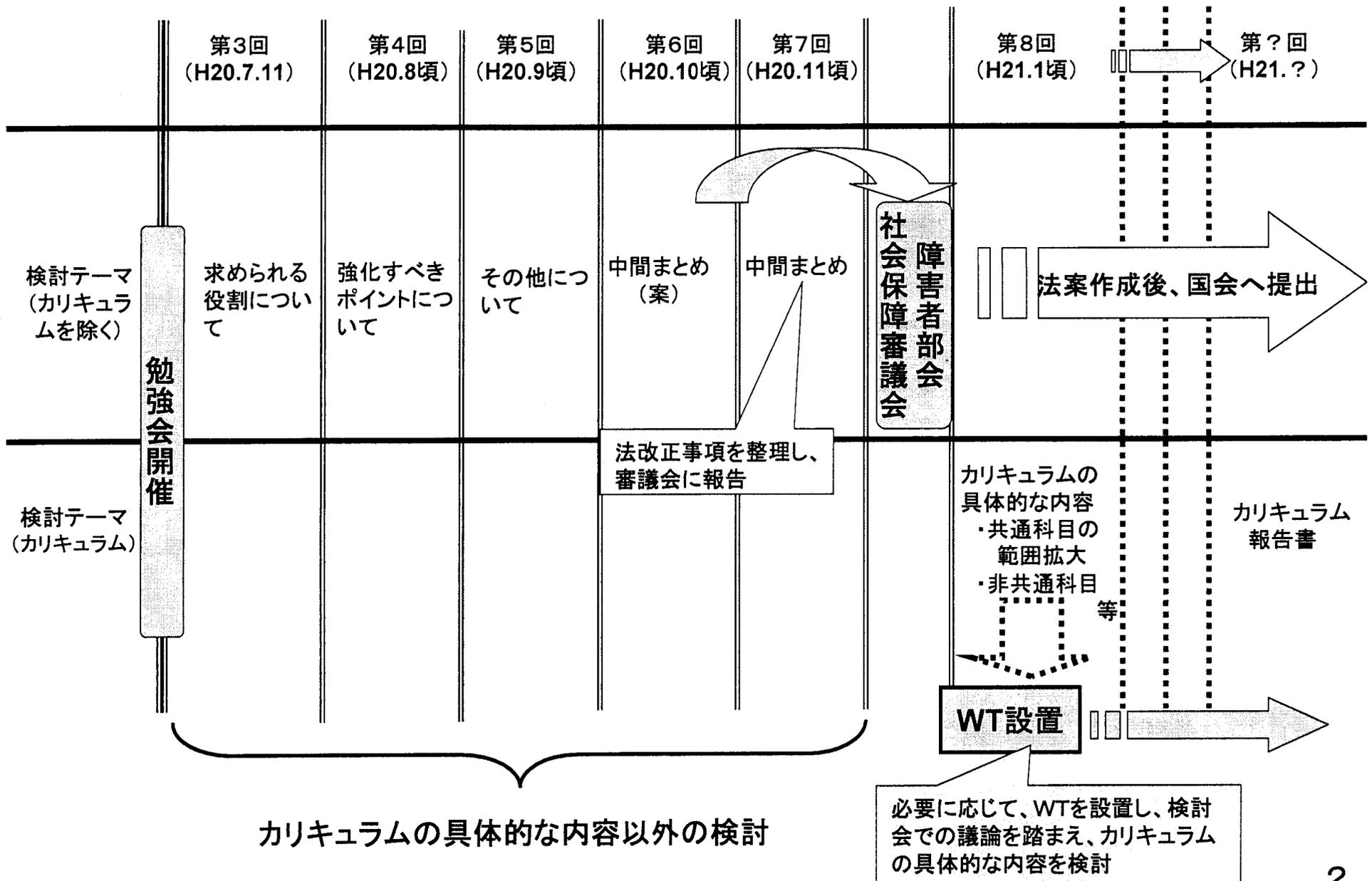
- ・制度創設当時に求められた精神保健福祉士の役割
- ・この10年間での役割の変化

平成20年5月12日 共通科目関係省令、告示の公布

平成20年6月2日  
第2回勉強会

- ・求められる精神保健福祉士の役割

# 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会今後のスケジュール(案)



(参考:第1回検討会資料)

## 検討の進め方(案)

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会

WG

平成19年12月  
第1回

・精神保健福祉士の取り巻く環境の変化を踏まえた現状と全体としての在り方の検討

平成20年1月  
第2回

・教育カリキュラムについての検討  
(社会福祉士及び介護福祉士法改正を参考に共通科目を検討)

平成20年1月～2月 中間報告

→共通科目関係各省令、告示、通知改正作業

平成20年2月～

・保健福祉系大学等における指定科目及び基礎科目の検討  
・一般養成施設及び短期養成施設における教育カリキュラムの編成 等

検討会と並行して作業

平成20年7月目途として 検討会報告書

# 求められる精神保健福祉士の 役割について(案)

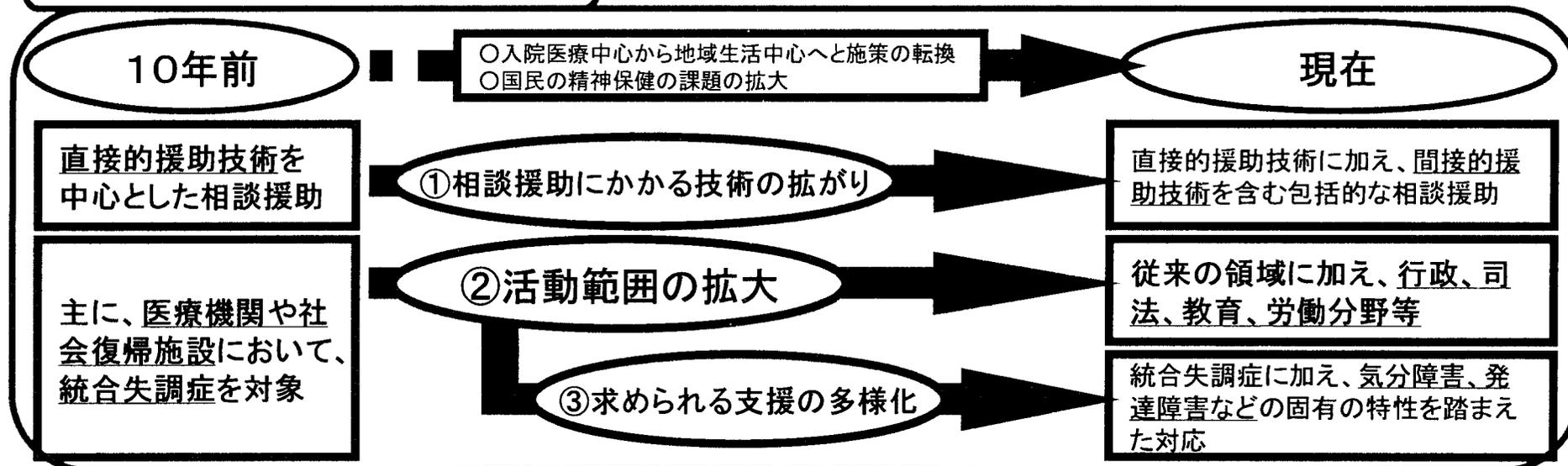
# 精神保健福祉士の役割の変化について

## 精神保健福祉士の役割について

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、精神保健福祉士の役割については、

- ① ノーマライゼーションの理念に基づき、相談援助にかかる技術の拡がり、
- ② 精神保健の課題の拡がりに伴う活動範囲の拡大、
- ③ 精神保健の課題の拡大や活動範囲の拡大に伴う求められる支援の多様化といった点で、変化があったところである。

## 変化のあった3つのポイント



## 求められる精神保健福祉士の役割(1)

(精神障害者の退院促進・地域移行及び地域定着のための支援を行う役割)

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、ノーマライゼーションの理念に基づき、相談援助の技術の拡がりがあった。



○ 精神障害者の疾患の特性を踏まえ、対象者の権利擁護や主体性を尊重した個別相談援助・集団相談援助のほか、コーディネート機能も含む、包括的な相談援助を適切に行うことが求められている。

・ 現在、精神障害者の支援のあり方は、入院医療中心から地域生活中心へと転換していることを踏まえ、医療機関において長期入院患者をはじめとした入院をしている精神障害者の退院促進・地域移行を行うとともに、在宅医療・福祉サービスの調整、住居の確保、就労支援など精神障害者が安定して地域生活を送るための総合的なケアマネジメントを担う役割

・ 精神障害者が安心して地域生活を送るため、地域住民に精神障害者の理解を求めるとともに、他職種・関係機関と連携し、必要な社会資源を整備、開発するためにコミュニティワークの技術を駆使し、地域づくりを行う役割

## 求められる精神保健福祉士の役割(2)

(職域の拡大に伴う新たな役割)

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、精神保健の課題の拡大に伴う活動範囲の拡大があった。



### ○ 行政に関する分野

・ 精神保健福祉センター、保健所に加え、市町村等において、精神保健福祉法や障害者自立支援法に基づき、地域の精神保健医療福祉施策を推進する専門職種

### ○ 司法に関する分野

・ 心神喪失者等医療観察法の対象者の地域ケアに携わる医療機関等の業務が円滑かつ効果的に行われるようコーディネーター役となる社会復帰調整官

・ 福祉の立場から専門的知識に基づき、社会復帰に関する意見を述べる精神保健参与員

・ 指定入院医療機関及び指定通院医療機関や矯正施設において、他職種と連携を図りながら、社会復帰の早期実現のための支援を行う専門職種

### ○ 教育に関する分野

・ 学校等において、いじめや不登校、教員の精神疾患罹患者の増加などを背景に環境調整等のマネジメントやコーディネート機能を求められるスクールソーシャルワーカー

・ 地域において、学齢期の発達障害者等に対する学校等教育機関との調整を図る専門職種

### ○ 労働に関する分野

・ ハローワーク等において、精神障害者の求職者に対して、精神症状に配慮したカウンセリングを行いながら就労支援を行う精神障害者就職サポーター等

・ 産業保健領域において、人事担当労務者・職場上司との調整や労働者本人の権利を擁護し、意思を代弁し、職場復帰支援などを行う専門職種

## 求められる精神保健福祉士の役割(3)

(支援の多様化に伴う新たな役割)

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、精神保健の課題の拡大や活動範囲の拡大に伴う求められる支援の多様化があった。



○ 近年、精神疾患を有する者が300万人を超えるなど、精神保健に関する課題が増大し、精神保健福祉士の活動する範囲が拡大する中、これまでの統合失調症のみならず、うつ病等の気分障害・ストレス性障害、認知症や発達障害など各々の疾患に対して、固有の特性を踏まえた適切な対応も求められている。

※ なお、精神障害者への支援に加え、精神疾患の早期対応を図るための心の健康づくりに関する役割は、行政機関や精神保健福祉士を含む専門職種等、精神保健分野で活動する全ての者の責務である。

## 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する勉強会での主な意見

### 【制度創設当時との比較】

この10年間での変化は大きく3つあり、1つ目に、入院医療中心から地域生活中心へと精神保健医療福祉施策の変化に伴う「相談援助の質の変化」、2つ目に、国民の精神保健課題の拡大に伴う「対象疾患（支援対象者）の範囲の拡大」、3つ目に、対象疾患（支援対象者）の範囲の拡大に伴う「活動範囲の拡大」である。

### 【養成の在り方を検討するに当たって】

#### <考え方>

養成の在り方を検討する上で、現在、精神保健福祉士がどのような役割を求められているのか、今後どのような役割を担っていくのかを明確にすることが必要である。その際、何か一つコアとなるような考え方をつくった方がよい。また、どういう領域で働くのか、何をするのかを整理することによって、養成課程において強化すべきポイントや養成課程及びOJTの比率をどう考えればよいか見えてくる。

#### <求められる精神保健福祉士の役割>

- 精神障害者の退院促進・地域移行及び地域定着のための支援を行う役割  
精神障害者の疾患の特性を踏まえ、支援対象者の権利擁護や主体性を尊重した個別相談援助・集団相談援助のほか、コーディネート機能も含む、包括的な相談援助を適切に行うことが求められている。
- ・ 現在、精神障害者の支援のあり方は、入院医療中心から地域生活中心へと転換していることを踏まえ、医療機関において長期入院患者をはじめとした入院をしている精神障害者の退院促進・地域移行を行うとともに、在宅医療・福祉サービス調整、住居の確保、就労支援など精神障害者が安定して地域生活を送るための総合的なケアマネジメントを担う役割
- ・ 精神障害者が安心して地域生活を送るため、地域住民の理解を求めるとともに、他職種・関係機関と連携し、必要な社会資源を整備、開発するためのコミュニティワークの技術を駆使し、地域づくりを行う役割

○ 精神疾患の多様化に伴う新たな役割

近年、精神保健に関する課題が増大し、精神疾患を有する者が300万人を超え、これまでの統合失調症のみならず、うつ病等の気分障害・ストレス性障害、認知症や発達障害など各々の疾患に対して、固有の特性を踏まえた適切な対応も求められている。

精神障害者への支援に加え、精神疾患の予防をするための心の健康づくりに関する役割も求められている。

○ 職域の拡大に伴う新たな役割

(行政に関する分野)

- ・ 精神保健福祉センター、保健所、市町村等において、精神保健福祉法や障害者自立支援法に基づき、地域の精神保健医療福祉施策を推進する専門職種

(司法に関する分野)

- ・ 心神喪失者等医療観察法の対象者の地域ケアに携わる医療機関等の業務が円滑かつ効果的に行われるようコーディネーター役となる社会復帰調整官
- ・ 福祉の立場から専門的知識に基づき、社会復帰に関する意見を述べる精神保健参与員
- ・ 指定入院医療機関、指定通院医療機関及び社会復帰促進センターにおいて、多職種と連携を図りながら、社会復帰の早期実現のための支援を行う専門職種

(教育に関する分野)

- ・ 学校等において、いじめや不登校、教員の精神疾患罹患者の増加などを背景に環境調整等のマネジメントやコーディネート機能を求められるスクールソーシャルワーカー

(労働に関する分野)

- ・ ハローワーク等就労支援を行う機関において精神障害者の求職者に対して精神症状に配慮したカウンセリングを行いながら就労支援を行う精神障害者就職サポーター等
- ・ 産業保健領域において、人事担当労務者・職場上司との調整や労働者本人の権利を擁護し、意思を代弁し、職場復帰支援などを行う専門職種

<強化すべきポイント>

- 相談援助の理念や視点、技術や方法を踏まえ、より幅広い視野での相談内容やニーズの変化を踏まえた相談援助が行えることが必要で、専門性を持ちながら幅広い内容に対応した相談に応じることができるスキルを学習させる。

- ケアマネジメント手法を活用し、精神障害者の自己決定を促すことや、一人一人のニーズを実現するために必要な情報を選択し、理解し、納得して使えるようパッケージした上で助言、指導。
- 地域生活を支援していく上で、ケアマネジメント、コミュニティワークに加えて、アウトリーチを行うことが重要であり、このことについてもしっかりと学習させる必要がある。
- 個別支援計画に基づく、一人一人に適切な生活支援プログラムの導入や介入技法の習熟。
- 新たな地域精神保健福祉活動の展開に向けたソーシャル・アドミニストレーションにかかる新たな知識と技法の習得。
- 地域診断による地域の課題を把握するとともに、ソーシャルアクションを理解させ、政策提言の能力開発が必要。また、今ある資源につなげるだけでなく、新たに創造する過程を学ばせるため、社会関係学的ソーシャルワークを重層的に学習させる。
- 地域生活支援は様々な支援の組合せであることから、多職種チームで支援する必要があり、チームを組み、チームで課題を解決するようなトレーニング。
- より専門性を高めるためには机上の学習は必要だが、もう少し実習や臨床場面での教育に力点を置くことも重要で、特に、精神科病院での充実した実習が必要。また、看護師や作業療法士などの医療専門職種との実習時間の比較をした場合、だいぶ時間数が短いことから、見直す必要がある。
- 新たに施策が誕生し、制度面での基盤整備が進展する状況にあって、精神保健福祉士の質的な向上は専門職種としての責務でもあり、定期的な研修などの卒後教育も重要。

## 【その他】

- 質の担保や人材を確保するため、業務内容を評価し、診療報酬等それに見合うものをつけることも必要。
- ノーマライゼーションの理念からみれば、精神障害者の社会復帰支援という表現よりも地域生活支援という表現の方が適切である。

(参考)

## 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する勉強会について

### ○趣旨

精神保健福祉士における今後の役割等を整理し、精神保健福祉士の養成の在り方等の方向性を検討するため、現場従事する精神保健福祉士、精神保健福祉士を雇用する医療機関や福祉サービス事業者等から意見を聴く精神保健福祉士の養成の在り方等に関する勉強会を開催する。

### ○聴取事項

- ・ 制度創設当時に想定していた精神保健福祉士の役割の評価について
- ・ 精神保健福祉士に求められる役割の変化について

### ○メンバー

- ☆石川 到 覚 (大正大学人間学部 教授)
- 伊藤 順一郎 (国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰相談部 部長)
- ☆大塚 淳 子 (社団法人日本精神保健福祉士協会 常務理事)
- 桑原 寛 (神奈川県精神保健福祉センター 所長)
- ☆寺谷 隆 子 (山梨県立大学人間福祉学部 教授)
- 柳 尚 夫 (大阪府四条畷保健所 所長)
- 山田 雄 飛 (薫風会山田病院 院長)
- ☆は、検討会構成員

### ○進め方及びスケジュール

聴取事項について、事前にアンケートを行い、アンケート結果をもとにグループディスカッションを4月下旬～6月上旬にかけて行い、まとめた資料を検討会に提示する。



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

明治三十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊) 第三種郵便物認可

目次

(省 令)

○学校保健法施行規則の一部を改正する省令(文部科学一六)

○精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令

(厚生労働一〇八)

○旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令(国土交通三四)

(告 示)

○ATCRBSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(総務二九〇)

○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件(法務二四四〜二五五)

○日本国に帰化を許可する件 (同二五六)

(同二五六)

○資金洗浄に関して没収された資産の分配に関する日本国政府とスイス連邦政府との間の書簡の交換に関する件(外務二七四)

○領事関係に関するウィーン条約へのポツワナ共和国の加入に関する件(同二七五)

○婦人の参政権に関する条約のエルサルバドル共和国による批准に関する件(同二七六)

○関税協力理事会を設立する条約へのジブチ共和国の加入に関する件(同二七七)

○社会福祉士及び介護福祉士法第七條第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目等を廃止する件(厚生労働三〇五)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五條の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める科目(同三〇六)

○精神保健福祉士法第七條第一号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目(同三〇七)

○精神保健福祉士法第七條第二号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(同三〇八)

○昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号及び昭和六十二年運輸省告示第四十九号の一部を改正する件(国土交通五六九)

○標準運送約款の一部を改正する件 (同五七〇)

(同五七〇)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (同五七一)

(同五七一)

○平成二十一年度から砂防設備工事を施行する件(同五七二)

(同五七二)

○平成二十年度から砂防設備工事を施行する件(同五七三)

(同五七三)

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件(防衛一〇七)

(防衛一〇七)

○道路に関する件 (関東地方整備局二五〇、二五二)

(二五〇、二五二)

○都市計画に関する件 (北海道開発局四〇)

(北海道開発局四〇)

(国会事項)

(人事異動)

内閣府 法務省 厚生労働省

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

独立行政法人日本スポーツ振興センターの中期目標(文部科学省)

(公 告)

諸事項

官庁

監査法人処分、司法書士・土地家屋

調査士懲戒処分、証票無効関係

裁判所

相続、公示催告、破産、免責、特別

清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

刑務共済組合定款の一部変更関係

会社その他

省 令

○文部科学省令第十六号  
 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十四条及び学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第五条第二項の規定に基づき、学校保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十年五月十二日  
 文部科学大臣 渡海紀三朗

学校保健法施行規則の一部を改正する省令

学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。  
 第十九条第一項第一号中「及び」を「」に改め、「限る。」の下に「及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第二十条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）を加え、同項第二号中「インフルエンザ」の下に「鳥インフルエンザ（H5N1）」を加え、同条第二項中「第七項」の下に「から第九項まで」を「規定する」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を、「指定感染症」の下に「及び新感染症」を加える。  
 第二十条第一項第二号イ中「インフルエンザ」の下に「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）を加える。  
 附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百八号

精神保健福祉法（平成九年法律第百三十一号）第二十七条の規定に基づき、精神保健福祉法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十年五月十二日  
 厚生労働大臣 舛添 要一

精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令  
 （精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。  
 （精神保健福祉士試験の科目）

- 一 人体の構造と機能及び疾病
  - 二 心理学理論と心理的支援
  - 三 社会学理論と社会システム
  - 四 現代社会と福祉
  - 五 地域福祉の理論と方法
  - 六 福祉行政と福祉計画
  - 七 社会保障
  - 八 低所得者に対する支援と生活保護制度
  - 九 保健医療サービス
  - 十 権利擁護と成年後見制度
  - 十一 精神医学
  - 十二 精神保健学
  - 十三 精神科リハビリテーション学
  - 十四 精神保健福祉論
  - 十五 精神保健福祉援助技術
- 第六条中「社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、医学一般、心理学、社会学及び法学」を「同条第一号から第十号までに定める科目」に改める。

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）  
 第一条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一の表を次のように改める。

科	目	時間		数
		時	分	
人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会学理論と社会システム 現代社会と福祉 地域福祉の理論と方法 福祉行政と福祉計画 社会保障	精神保健福祉士短期養成施設	780	110	1
		270	110	1
精神保健福祉論 精神保健福祉援助技術各論 精神保健福祉援助演習 精神保健福祉援助実習	精神保健福祉士一般養成施設	600	600	6
		600	600	6
精神科リハビリテーション学		600	600	6
精神保健学		600	600	6
精神医学		600	600	6
権利擁護と成年後見制度		300	300	3
保健医療サービス		300	300	3
低所得者に対する支援と生活保護制度		300	300	3
精神保健学		600	600	6
精神科リハビリテーション学		600	600	6
精神保健福祉論		900	900	9
精神保健福祉援助技術総論		600	600	6
精神保健福祉援助技術各論		600	600	6
精神保健福祉援助演習		600	600	6
精神保健福祉援助実習		270	270	2

別表第三の表を次のように改める。

科	目	時間		数
		時	分	
人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会学理論と社会システム 現代社会と福祉 地域福祉の理論と方法 福祉行政と福祉計画 社会保障	精神保健福祉士短期養成施設	180	180	1
		180	180	1
精神保健福祉論 精神保健福祉援助技術各論 精神保健福祉援助演習 精神保健福祉援助実習	精神保健福祉士一般養成施設	180	180	1
		180	180	1

低所得者に対する支援と生活保護制度 保健医療サービス 権利擁護と成年後見制度 精神医学 精神保健学 精神科リハビリテーション学 精神保健福祉論 精神保健福祉援助技術総論 精神保健福祉援助技術各論 精神保健福祉援助演習	計	三九	一、四一三	四五	二、三八五	九〇 九〇 九〇 一六二 一六二 一六二 一六二 一六二 一六二 一六二
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	----	-------	----	-------	-----------------------------------------------------------------

附則

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。  
(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定を受けている精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第七号第二号若しくは第三号に規定する学校、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七号第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は養成施設において精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、第二条の規定による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

国土交通省令第三十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十号)の施行に伴い、及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第十三条第六号の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十年五月十二日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令  
旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十三条中、「二」を「いすれかに」に改め、同条第五号中「二類感染症」の下に、「新型インフルエンザ等感染症」を、「第八条」の下に「同法第七条において準用する場合を含む。」を加える。

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年五月十二日)から施行する。

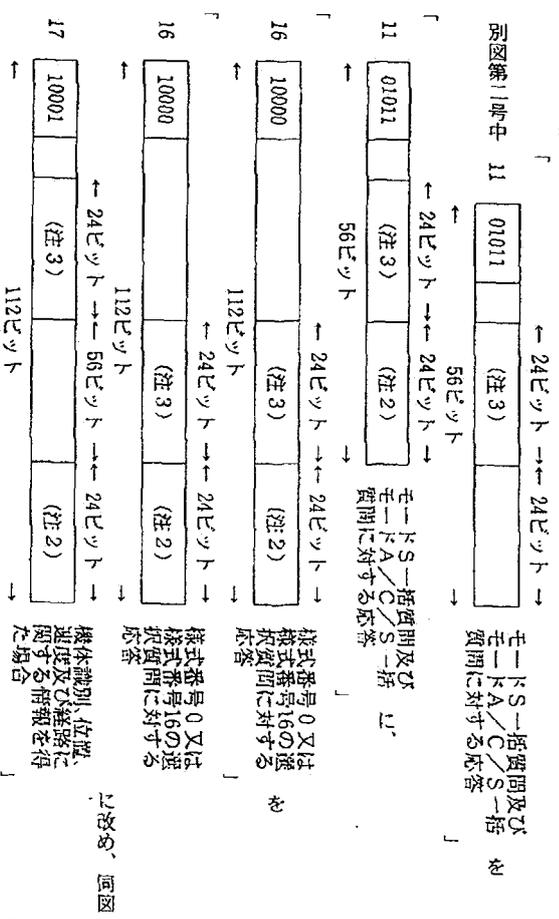


総務省告示第二百九十号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五条の十二の六第二号イ(7)及び第三号の規定に基づき、昭和六十三年郵政省告示第八百七十四号(ATCRBSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年五月十二日 総務大臣 贈田 寛世

第二項各号列記以外の部分中「次の技術的条件」を「次のいずれかの技術的条件」に改め、同項第二号(1)を次のように改める。  
(1) 次のいずれかの条件に適合するものであること。  
① 質問信号に応答するほか、〇・八秒以上一・二秒以下の間隔において一回、設備規則別図第八号の二に示す信号を送信すること。この場合において、ダイバシティを有するものにあつては、当該信号を二の空中線から交互に送信すること。  
② 航空機内の機器から機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合においては、(1)の条件に適合するほか、設備規則別図第八号の二に示す信号を一秒間の平均で六・二回以下送信するものであること。この場合において、ダイバシティを有するものにあつては「次のいずれかの条件に適合するものであること」。

ア 航空機が飛行中の場合は、同図に示す信号を二の空中線から交互に送信すること。  
イ 航空機が地上にある場合は、同図に示す信号を機体の上部に取り付けられた空中線から送信すること。ただし、使用する空中線についてSSRから指示があつた場合は当該指示に従うこと。



注2 次のように改める。  
注2 誤り検出のための符号化を行った航空機局の標識信号とし、標識信号をa<sub>1</sub>, a<sub>2</sub>, a<sub>3</sub>, a<sub>4</sub>, a<sub>5</sub>, a<sub>6</sub>, a<sub>7</sub>, a<sub>8</sub>, a<sub>9</sub>, a<sub>10</sub>, a<sub>11</sub>, a<sub>12</sub>, a<sub>13</sub>, a<sub>14</sub>, a<sub>15</sub>, a<sub>16</sub>, a<sub>17</sub>, a<sub>18</sub>, a<sub>19</sub>, a<sub>20</sub>, a<sub>21</sub>, a<sub>22</sub>, a<sub>23</sub>, a<sub>24</sub> としたとき、24ビットの符号のうち1番目の符号は、a<sub>1</sub> ⊕ Pとする。  
この場合において、Pは、X<sup>24</sup>・M(X)をX<sup>24</sup>+X<sup>23</sup>+X<sup>22</sup>+X<sup>21</sup>+X<sup>20</sup>+X<sup>19</sup>+X<sup>18</sup>+X<sup>17</sup>+X<sup>16</sup>+X<sup>15</sup>+X<sup>14</sup>+X<sup>13</sup>+X<sup>12</sup>+X<sup>11</sup>+X<sup>10</sup>+1で除したときの剰余R(X)のX<sup>24</sup>の係数とする。ただし、

$$M(X) = \begin{cases} \sum_{i=0}^{23} m_i X^{23-i} & (\text{様式番号0, 4, 5, 11の場合}) \\ \sum_{i=0}^{23} m_i X^{23-i} + 1 & (\text{様式番号16, 17, 20, 21, 24の場合}) \end{cases}$$

とし、m<sub>i</sub>は各信号のデータプロックのk番目の符号とする。  
なお、様式番号11及び17については、誤り検出のための符号化を行った航空機局の標識信号以外の信号とすることができる。

- 住所 静岡県静岡市宮田406番地2 澤野泰 昭和51年2月18日生
  - 住所 浜松市東区大瀬町94番地1 澤正誠 昭和56年11月8日生
  - 住所 大阪府堺市米丘町11番15号 李承美 昭和43年8月8日生
  - 住所 大阪府東大阪市長登3丁目21番12号 李英吉 昭和44年12月24日生
  - 住所 北海道札幌市北通町4丁目5番30号 金橋子 昭和54年6月18日生
  - 住所 広島市安佐北区龜山2丁目24番34号 金公子 昭和30年12月3日生
  - 住所 秋田県青森市陸奥が丘1丁目40番地7 文公子 昭和42年6月23日生
  - 住所 愛知県蒲郡市二地町1丁目7番地34 養英樹 昭和38年6月1日生
  - 住所 愛知県春日井市深木町1丁目84番地 千道美 昭和43年6月6日生
  - 住所 愛知県春日井市深木町1丁目24番地 千才子 昭和49年5月27日生
  - 住所 愛知県豊田市中木町2丁目13番地4 藤母美 昭和51年4月1日生
  - 住所 名古屋市守山区西谷が丘1004番地2 賀正行 昭和44年11月22日生
  - 住所 滋賀県彦根市日野町松尾1丁目46番地 大生秀 昭和59年12月26日生
  - 住所 京都市中京区錦小路通落熊西入倉本町280番地 金本雄 昭和23年5月18日生
- 外務省告示第二二七十四号  
平成二十年四月二十二日にベルンで、資金洗浄に關して没収された資産の分配に關する次の書簡の交換がスイス連邦政府との間に行われた。  
平成二十年五月十二日

(訳文) (日本側書簡)

外務大臣 高村 正彦

書簡をもつて啓上いたします。本使は、梶山進による資金洗浄に關して没収された資産であつて、スイス連邦チューリッヒと州が保管するもの、日本国政府とスイス連邦政府との間に於ける分配に關し、両政府の代表者の間で最近行われた討議に言及するとともに、次の取極を日本国政府に代わつて提案する光榮を有します。

1 スイス連邦政府は、日本国政府に対し、この取極の効力発生の日の後一箇月以内に、前記の資産の約五十パーセントに相当する二千八百九十七万九千七百三十八・八八スイス・フランを譲与する。

2 前記の梶山進による資金洗浄と同様の犯罪が行われた場合において、いずれの政府も、相互主義に基づき、かつ、自国の法令に従つて、自国で没収された資産を他方の政府との間において分配するものとする。

本使は、更に、この書簡及びスイス連邦政府に代わつて前記の取極を確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千八年四月二十二日にベルンで  
スイス連邦駐在  
日本国特命全權大使 阿部信泰  
外務省國際法局長  
スイス連邦  
大使 パウル・ゼーゲル閣下  
(スイス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、スイス連邦政府に代わつて前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするに同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千八年四月二十二日にベルンで  
スイス連邦  
外務省國際法局長  
大使 パウル・ゼーゲル閣下  
日本国特命全權大使 阿部信泰閣下  
○外務省告示第二二七十五号  
ポツワナ共和国政府は、昭和三十八年四月二十四日にウィーンで作成された「領事關係に關するウィーン条約」の加入書を平成二十年三月二十六

日に國際連合事務総長に寄託した。よつて、同条約は、平成二十年四月二十五日にポツワナ共和国について効力を生じた。  
(平成二十年三月二十七日付け國際連合事務総長書簡)  
平成二十年五月十二日  
外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第二二七十六号  
エルサルバドル共和国政府は、昭和二十八年三月三十一日にニューヨークで署名のために開放された「婦人の参政權に關する条約」の批准書を平成二十年三月二十六日に國際連合事務総長に寄託した。よつて、同条約は、平成二十年六月二十四日にエルサルバドル共和国について効力を生ずる。  
(平成二十年三月二十七日付け國際連合事務総長書簡)  
平成二十年五月十二日  
外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第二二七十七号  
ジブチ共和国政府は、昭和二十五年十二月十五日にブリュッセルで作成された「關稅協力理事會を設立する条約」の加入書を平成二十年三月十九日にベルギー王國外務省に寄託した。よつて、同条約は、寄託の日にジブチ共和国について効力を生じた。  
(平成二十年四月八日付け在本邦ベルギー王國大使館口上書)  
平成二十年五月十二日  
外務大臣 高村 正彦

○厚生労働省告示第三百五号  
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第四十二号)及び社会福祉に關する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省令第三号)の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成二十一年三月三十一日限り廃止する。  
平成二十年五月十二日  
厚生労働大臣 外添 要一

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法第七号第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に關する科目(昭和六十二年厚生省告示第二二七号)
- 二 昭和六十二年厚生省告示第二二七号(社会福祉士及び介護福祉士法第七号第二号の規定に基づき社会福祉に關する基礎科目を指定する件)

- 三 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九号第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に關する科目(昭和六十二年厚生省告示第二二七号)
  - 四 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める実習に關する科目(平成二十一年厚生省告示第二二七五十七号)
  - 五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第十九条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める実習に關する科目(平成二十一年厚生省告示第二二七五十八号)
- 厚生労働省告示第三百六号  
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第五条の二の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める科目を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。  
平成二十年五月十二日  
厚生労働大臣 外添 要一

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五條の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める科目
  - 二 人体の構造と機能及び疾病
  - 三 心理学理論と心理的支援
  - 四 社会理論と社会システム
  - 五 地域福祉の理論と方法
  - 六 福祉行政と福祉計画
  - 七 社会保障
  - 八 低所得者に対する支援と生活保護制度
  - 九 保健医療サービス
  - 十 権利擁護と成年後見制度
- 厚生労働省告示第三百七号  
精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七条第一号の規定に基づき、精神保健福祉士法第七条第一項の規定に基づき精神障害者の保健及び福祉に關する科目を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用し、平成二十年厚生省告示第八号(精神保健福祉士法第七号第一号の規定に基づき精神障害者の保健及び福祉に關する科目)以下「旧告示」といふは、平成二十一年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に修めた旧告示に基づく科目(すべての科目を修めた場合に限る)は、この告示に基づく科目とみなす。  
平成二十年五月十二日  
厚生労働大臣 外添 要一

